第4章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進

本計画は、「生涯学習基本条例」の基本理念に基づき、市全体で生涯学習を総合的に推進するため、様々な生涯学習の視点から基本施策を7つ挙げ、それぞれに関連する施策を体系化し取り組んでいきます。

生涯学習に関する施策は、芸術・文化、スポーツ、健康、情報化や国際化等、 多岐にわたっています。これら各施策を実効性のあるものにしていくためには、 生涯学習担当部署を中心として、子ども、市民生活、福祉、環境など、様々な分 野の事業実施部署が、市民の自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、市 民や各種団体、大学や企業・事業所などとも連携・協力し、市全体で計画を推進 していきます。

2. 計画の進行管理

計画を総合的・計画的に展開していくために、毎年度、事業実施部署において 事業の進捗状況を確認し、その結果をもとに、庁内推進組織である「羽村市生涯 学習推進委員会」において検討を行い、計画の目標達成度を評価します。

さらに、市民や各種団体の代表者、生涯学習に造詣のある者などで構成する「羽村市生涯学習基本計画推進懇談会」において、計画の推進・充実に関することや 進捗状況について意見交換する機会を設けるなど、広く市民や各種団体等の意見 を取り入れながら、より効果的な計画の推進に取り組みます。